

第一章 第二次基本計画のねらい

1. 計画のねらい

我孫子市は、平成12年9月に、平成14年(2002年)度を初年度とし、平成33年(2021年)度を目標年次とする基本構想を策定しました。基本構想では、20年後のまちの姿を、

- ◆自然環境を文化に高めるまちへ
- ◆お互いを思いやる心で元気なまちへ
- ◆出会いと交流で活力を生むまちへ

と定め、さらにこの将来都市像を

「手賀沼のほとり 心輝くまち」
～人・鳥・文化のハーモニー～

として共通の目標とし、それを実現するための分野別の基本的方策を、「環境」、「産業」、「健康福祉」、「市民活動」、「生涯学習」、「都市基盤」、「防災・防犯」の7つの柱に沿って示しています。

さらに基本構想では、地区別構想を示し、我孫子、天王台、湖北、新木、布佐の5つの地区の特性をいかしたそれぞれの将来像を明らかにしています。

そして、これからまちづくりを進めるにあたっての行財政運営の基本的な考え方を「構想の実現に向けて」として示しています。

しかし、基本構想の策定から10年が経過し、この間、日本の人口は減少に転じ、高齢化がさらに加速するとともに、経済環境も大きく変化してきました。我孫子市の環境も、高齢化の加速や税収の減少、地域コミュニティの衰退など、大きく変化してきました。

そのため、今後こうした変化に適切に対応し、我孫子市が自立した都市としてより持続的発展ができるよう、基本構想の一部見直しを行い、平成23年9月に議決されました。

この見直しでは、基本構想が掲げるまちづくりの基本的な考え方を前提に、我孫子の自然環境に十分配慮しながら、まちに活力を生み出す産業振興や土地利用を中心とした見直しを行うとともに、地域コミュニティの充実に向けて、その基本的な考え方を明らかにしました。また、東日本大震災で明らかになった課題も踏まえて、環境や防災の方針について見直すとともに、新たに危機管理への取り組みを追加しました。この見直しにより、まちの魅力と活力を一層高めて、我孫子市がめざす将来都市像を着実に実現していくこととしました。

この第二次基本計画(後期計画)は、こうした基本構想の見直しを受けて、平成20年度からスタートした第二次基本計画を見直したものであり、その後期4年間(平成24年度～27年度)のまちづくりの方向性を示す計画です。

後期計画では、基本構想の見直しや前期計画との継続性を踏まえながら、より持続可能な自立した都市として発展していくよう、必要な施策などの充実・強化を図りました。

今後の高齢化の加速や現役世代の減少に伴い、市税の減少が見込まれることから、新たな企業が進出しやすい環境づくりや既存産業の活性化、農業や観光の振興など、雇用や税収の確保につながる産業施策を強化しました。土地利用方針では、自然環境を積極的に保全する重要な自然環境のある区域を明らかにし、その他の区域においては、自然環境の保全を基本としながら、雇用や税収の確保、交流人口の拡大につながる都市的土地区画整理事業を可能にしました。

また、地域活動の担い手の高齢化や減少が進む中、福祉や子育て、防災、防犯などのさまざまな地域課題に適切に対応して、豊かな地域社会を形成していくために、市民とともに、地域の状況を踏まえながら、それぞれの地域にあったコミュニティづくりを進めていくようにしました。

東日本大震災で我孫子市も被災地となり、そこで明らかになった課題や教訓を踏まえ、防災の対策や体制を強化しました。また、原子力発電所の事故に伴う放射能汚染に対する取り組みを新たな施策として追加するとともに、原子力災害をはじめとしたさまざまな非常事態から市民を守るために、危機管理の取り組みを追加し、安全で安心なまちづくりを強化しました。

さらに、事業の見直しや公民連携など行政改革を推進するとともに、一層の財源確保に努めていくこととしました。また、広域的な連携による取り組みをさまざまな分野で進めて、広域行政を一層推進していくことにしました。

第二次基本計画(後期計画)では、こうした施策の展開方向を明らかにするとともに、施策の明確な達成目標を定めて、計画期間中の成果・効果を検証できるようにしています。また、環境基本計画や都市計画マスターplanなどの部門別計画との整合を図り、将来都市像の実現に向け統一性や計画性を持った施策展開ができるよう配慮しました。

さらに、第二次基本計画の計画期間内に取り組むべき重点施策として設定した5つの重点プロジェクトについても、基本構想の見直しや市長の掲げる政策を踏まえるとともに、平成23年7月に行った市民アンケートの結果を参考にしながら見直しを行い、後期計画の期間内に取り組むべき重点施策として、総合的・重点的な施策展開を図ることとしました。

2. 計画の期間

第二次基本計画の計画期間は、平成20年(2008年)度からの8年間とし、第二次基本計画(後期計画)は、平成24年(2012年)度から平成27年(2015年)度までの4年間とします。